#### 富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価や燃料高騰により経営が逼迫する市内の宿泊業者の支援の一環として、企業等の研修型ワーケーションが本市で積極的に実施されることを促進するため、予算の範囲内において、市外企業が本市の指定した宿泊プランを活用し、研修型ワーケーションを実施するために市内の宿泊業者に宿泊した場合に、その宿泊費を補助する富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 企業等 事業を営む法人又は特定の産業や業種に携わる法人、個人事業主若しくは経営者等 個人を会員として構成される団体をいう。ただし、政治又は宗教に係る活動を行うものを除く。
  - (2) 指定した宿泊プラン 市長が別に定める要件を満たし、指定したプランをいう。
  - (3) 市外企業 本店又は主たる事務所が富士市外に存在する企業等をいう。
  - (4) 宿泊業者 旅館業法 (昭和23年法律第138号)における旅館業を行っている者をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内の宿泊業者とする。
- 2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
  - (1) 納期が到来した市税を完納していない者
  - (2) 富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第1項第1号から第3号まで に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められる者

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び補助率は、別表のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 2 補助金の上限は、補助対象者1回当たり10万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、市外企業から指定した宿泊プランの申込があった場合、速やかに富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金

交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出 しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 指定した宿泊プランを利用しようとする市外企業の内容が分かる書類(登記事項全部証明書の写し、ウェブサイトの写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の市外企業が指定した宿泊プランを利用する場合の補助金の交付は、一の年度につき1回 限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の 交付を決定し、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付決定通知書(様式第4号) により申請者に通知するものとする。

(変更に係る条件等)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付の決定を受けた後において交付申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金(様式第5号)と変更する内容を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支決算書(様式第8号)
  - (2) 当該事業に関するアンケート
  - (3) 宿泊した市外企業へ発行した領収書等の写し
  - (4) 当該事業実施中の写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び請求)

- 第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、適正と認めたときは、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付確定通知書(様式第9号)により当該交付決定者に通知する。
- 2 前項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の支払を請求しようとするときは、宿泊業 緊急対策研修型ワーケーション補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。 (補助金の支払)
- 第10条 市長は、前条に規定する交付請求書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、補助金により事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。 (補助金交付の取消し)

- 第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を対象経費以外の用途に使用したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助 金の返還を命ずるものする。
- 2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じたられた者は、市長にこれを返還しなければならない。

(委任)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

対象経費	内容	補助率
	補助対象者の有する市内の宿泊施設に、指定プランを利用し、宿泊した場合の費用(指定プランに要する費用以外のオプション等の費用は対象外)	

年 月 日

(宛先)富士市長

所在地住所

申請者

法人又は団体名

(個人の場合は不要)

代表者名

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付申請書

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金の交付を受けたいので、 富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領第5条の規定に より、次のとおり申請します。

|--|

### 2 宿泊する市外企業等の情報

法人又は団体名	
本店又は主たる事	
務所の住所	
担当者の職名及び氏	
名	
担当者の連絡先	電話番号: 電子メール:

### 3 宿泊計画

宿泊期間	年	月	日~	年	月	日 (	日間)
利用宿泊施設	名称: 住所:						
宿泊者数							人
	会議・研	修内容					
会議・研修 (予定)	日程						
	会場						
富士市産の食 材を活用した	提供日						
メニュー又は 手土産	提供内容	:					

### 添付書類

- (1) 収支計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書 (様式第3号)
- (3) 指定した宿泊プランを利用しようとする市外企業の内容が分かる書類 (登記事項全部証明書の写し、ウェブサイトの写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

# 収支予算書

1	収入明細書	(単位:円)
_		( —   — 11/

科目	金額	摘 要
市補助金		
宿泊料		
合 計		

# 2 経費明細書 (単位:円)

科目	金額	摘 要
指定プラン料金		
승 計		

備考 経費明細書欄については、この補助金の対象経費のみ記入してください。

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付申請に係る誓約書

(宛先) 富士市長

私は、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金の交付申請に当たり、下記の 事項について誓約します。

記

- 1 私は、次に掲げる事項のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団 又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい う。以下同じ。)を利用するもの
- (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
- (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (6) 法人その他の団体である場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか を問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる 者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴力団員であるもの 及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支 配的な影響力を有するもの
- (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等(公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。)に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (9) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1 22号)第2条第1項に規定するものをいう。)を行うもの
- (10) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営むもの
- 2 私は、事業の体験実施期間中や終了後に実施するアンケート調査、ヒアリング及び本 事業のPRに関する取材に協力します。

年 月 日

所在地住所 法人又は団体名

(個人の場合は不要)

代表者氏名

第号 年 月 日

様

富士市長 印

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーシ ョン補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

円 交付決定額

- 交付の条件 1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
  - 2 補助金に係る収支に関する帳簿を揃え、補助金の交付を受けた年度の 終了後5年間保管すること。
  - 3 市長は、補助金を目的外に使用したとき、虚偽又はその他不正な手段に より補助金の交付を受けたとき並びに補助金の交付決定内容及び法令等 に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
  - 4 交付決定を受けた事業の結果について、事業の完了後速やかに実績報 告書を提出すること。

年 月 日

(宛先) 富士市長

所在地住所

申請者

法人又は団体名

(個人の場合は不要)

代表者名

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 額	円
変更後補助対象経費	円
変更後交付申請額	円(1,000円未満切捨)
変更内容	
変更理由	

#### 添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類 (変更後の収支予算書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

富士市長印

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました富士市宿泊業緊急対策研修型 ワーケーション補助金の事業内容の変更について、次のとおり決定しました ので、通知します。

変更交付決定額	円
備    考	

(宛先)富士市長

所在地住所

申請者 法人又は団体名

代表者名

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金実績報告書

宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領第8条の規定により、 次のとおり実績を報告します。

交付決定額	円
実績額	円

# 1 宿泊した市外企業等の情報

法人又は団体名	
本店又は主たる事務	
所の住所	
担当者の職名及び氏	
名	
担当者の連絡先	電話番号:
這当有少度相几	電子メール:

# 2 宿泊計画

宿泊期間		年	月	日~	年	月	月 (	日間)
利用宿泊施設	名称: 住所:							
宿泊者数								人
	会議・	研修	内容					
会議・研修	日程							
	会場							
富士市産の食 材を活用した	提供日	l						
メニュー又は 手土産	提供内	容						

# 添付書類

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 当該事業に関するアンケート
- (3) 宿泊した市外企業へ発行した領収書等の写し
- (4) 当該事業実施中の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

# 収支決算書

	and the second s		
1	収入明細書	(単位:	$\Box$
1		( <del>+</del> 1), .	$\Box$ /

科目	予算額	決算額	差額	摘 要
市補助金				
宿泊料				
合 計				

2 経費明細書 (単位:円)

				(十一下・11)
科目	予算額	決算額	差額	摘 要
指定プラン料金				
合 計				

備考 経費明細書欄については、この補助金の対象経費のみ記入してください。

第号年月日

様

富士市長印

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領第9条の規定により通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円

# 富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 富士市長

所在地住所

法人又は団体名

(個人の場合は不要)

申請者 代表者名

担当者名

電 話 番 号

富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領第9条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請求額	円	
備考		

### 振込口座情報

	鱼	银 行 等	名		支	店。	名
金融機関名							
口座種類		1. 普	通 2	2. 当 座	3. そ	の他	
口座番号							
	フリガナ						
口座名義人							

※口座名義は、申請者氏名と同一にしてください。